

報告第 2 号

鳥取県障がい者プランの策定について

障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、別添のとおり鳥取県障がい者プランを策定したので、同条第 8 項の規定により、これを本議会に報告する。

平成 2 7 年 5 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治